

## 安保法制と共謀罪の廃止を求め立憲主義に基づく国政運営を求める決議

本年5月3日の憲法記念日に、日本国憲法は、施行から70周年を迎えた。

日本国憲法は、欽定憲法であった大日本帝国憲法を根本的に転換した国民民主権原理に基づく憲法であり、基本的人権を最大限保障し、政府の行為による戦争の惨禍を繰り返さないための徹底した恒久平和主義に立つものである。そして、すべての人が個人として尊重されるための最高法規として、国家権力を制限し、人権保障をはかるという立憲主義の理念を基盤として成立している。

この間、憲法がうたう個人の権利と自由を守り拡充させ、民主主義社会を発展させ、平和な国家を築こうとする、憲法に基づく市民の不断の努力が続けられてきた。

日本国憲法9条は、為政者から常に改廃・変容を迫られ、現実政治との間で深刻な緊張関係を強いられながらも、集団的自衛権の行使禁止、海外における武力行使の禁止などの基本的な原則を内容とする法規範として現実に機能し、戦後日本は一人の戦死者も出さず、平和国家として国際社会の一定の評価を得てきた。

ところがこうした憲法の機能をいよいよないがしろにする事態が進行している。2014年にはこれまで憲法違反とされてきた集団的自衛権の行使を憲法上容認するとの政府の閣議決定がなされ、2015年には国会において安保法制の採決が強行され、昨年3月29日に施行された。以降1年余りの間に、安保法制に基づき南スーダンに自衛隊が派遣され、同自衛隊に「駆け付け警護」の任務が付与され、米国海軍の貨物弾薬補給艦を護衛する「武器等防護」が実施されるなど、安保法制に基づく運用が進められ既成事実が重ねられている。これにより、日本の自衛隊が、憲法に違反して、他国の戦争や武力紛争に当事者として参加するおそれが現実的なものとなりつつある。

また、過去3回廃案となってきた、共謀罪（テロ等準備罪）を新設するいわゆる共謀罪法案の採決が強行され、今通常国会において可決成立した。処罰の対象が十分に限定されておらず、捜査機関の恣意的な運用により内心を処罰するに等しい結果を招くおそれがあり、国民の思想及び良心の自由、表現の自由、プライバシーの権利などの基本的人権に対する重大な脅威となるおそれがあり、監

視社会を招くおそれがあるとの当会の指摘は、国会審議を通じても全く解消されていない。このような法案を、極めて短時間の審議を経たのみで、参議院法務委員会の採決すら省略して本会議の採決を強行するという異例の手段で成立させたことは遺憾の極みという他ない。

立憲主義は、多数決をもって、憲法が保障する個人の基本的人権を奪うことができないことを意味し、憲法の枠内で政治が行われることを要請している。しかし立法・行政の政治部門が、立憲主義を理解せず、数の力に任せて、これまで積み上げられてきた法解釈を簡単に反故にし、現行の法体系を根底から変容させ、国民の基本的人権保障にとって重大な脅威となる安保法制や共謀罪を、憲法学者や刑事法学者、法曹界、ジャーナリストや文学者・芸術家などの表現者をはじめとする多くの国民の懸念や反対の声を押し切って次々と成立させ、運用させつつある状況は、立憲主義の危機ともいうべき深刻な事態である。

当会は、これまで、一貫して、憲法違反の安保法制及び共謀罪法案に反対しあるいはその廃止を求め、日本国憲法の立憲主義、平和主義の理念に基づき一人ひとりの命と基本的人権を大切にする国政運営を求めて、総会決議や会長声明、会長談話を発表し、シンポジウムや講演会、街頭宣伝などに取り組んできた。今般改めて、基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とする弁護士責任、法の支配を確保する司法の一翼を担う立場を深く自覚し、憲法をないがしろにする権力の恣意的行使に強く抗議するとともに、憲法がうたう個人の権利と自由を守り拡充させ、民主主義社会を発展させ、平和な国家を築こうとする市民と手を携え、立憲主義を守り根付かせる不断の努力を続ける決意を新たにするものである。

以上

平成29年6月30日

宮崎県弁護士会